

令和6年10月15日

お客さま 各位

帯広信用金庫

契約終了後の融資契約書類等のお取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では、ご契約が終了となった消費性カードローンの契約書につきましては、平成29年9月より、お客さまへご返却せず当金庫で5年間保管し保管期間経過後に責任をもって廃棄させていただく取扱いとしております。

今般、このお取扱いの範囲を下記のとおり拡大させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

契約が終了した融資契約書類について、ご返却を希望される場合には、大変お手数をお掛けしますが、契約終了後5年経過する前にお取引店舗にご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

なお、ご返済終了となる融資取引に際して、不動産・ご預金等の担保を差し入れていただいていた場合には、個別にお取引店からご連絡をさせていただきますので、所定のお手続きにご協力賜りたくお願い申し上げます。

ご不明な点等がございましたら、お取引店または最寄りの店舗までお問い合わせください。今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 終了となった契約書を当金庫保管とする融資契約書の種類

| 変更前 | 変更後 |
|------------------|--|
| ▶ カードローン契約書（消費性） | ▶ カードローン契約書（消費性） ▶ 住宅ローン契約書 ▶ 消費者ローン契約書（消費性定型） |

4. 取扱開始日 令和6年11月1日（金）